

1 2 月 1 3 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 1 0 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 " | 塚 田 舞 君 | 1 1 " | 祢 津 明 子 君 |
| 5 " | 水 出 康 成 君 | 1 2 " | 大 日 向 進 也 君 |
| 6 " | 宮 入 健 誠 君 | 1 3 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 " | 中 村 忠 靖 君 | 1 4 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 " | 星 哲 夫 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 関 貞 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 橋 勉 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 財 政 係 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 橋 本 直 紀 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 誰もが安心して暮らせる町にほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) アピアランスケアについてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (3) 有害鳥獣についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 初めに、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） 改めましておはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回の質問項目は四つであります。一つは、誰もが安心して暮らせる町にと題しまして、地域福祉計画の策定について。

二つ目には、複合施設の機能充実のためにとしまして、多くの町民のかかわりの中で造ってほしい。

三つ目には、加齢による難聴者への補聴器購入助成を創設してほしい。

四つ目には、職員の働き方についてであります。

盛りだくさんでありますので、簡潔なご答弁をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

まず最初に、誰もが安心して暮らせる町に。

イ. 地域福祉計画の策定を

岸田政権は、5年間で軍事費に43兆円を費やそうとしています。その財源は、大幅増税と社会福祉関連費用の削減で賄う予定であります。介護保険では、要介護1、2の軽度者らが要支援にされ、介護保険給付対象から外そうとしています。さらに、複数人の相部屋の入居費の増額、給食費の値上げなどめじろ押しであります。子育て支援については、全世代間で担うためとの口実で、後期高齢者医療保険の負担が、現在一定の所得のある人が2、3割負担であります。後期高齢者の80%を占める方の負担が1割負担から2割負担と、大幅に倍化しよう

としております。

また、精神障害の方の社会的長期入院から地域への生活の受入体制が求められてきております。さらに、さきの国会で認知症基本法がつくられました。この基本法は、都道府県や市町村の計画策定は努力義務にとどまっております。しかし、基本法の中には認知症の人の社会参加に機会の確保などが基本施策に盛り込まれております。地域社会と家族にとっても非常に重要な課題ではないでしょうか。これらの課題を行政の計画づくりだけでは網羅できないのではないかと思います。多様性のある地域社会を築くためにも、地域福祉計画の策定がどうしても必要と思い、何度も質問に挙げております。

長野県は、第2期地域福祉支援計画を今年3月に公表しました。その中に全国の市町村での地域福祉計画の策定率が82.9%であるのに対し、県下での策定済みの自治体は77市町村中40市町村で51.9%であると記述しております。県は非常に危機感を感じる、そういう記述になっているのではないのでしょうか。

さらに、地域福祉を推進していくためには、行政だけでなく、地域住民や社会福祉事業者、民間事業者と連携し、協力して取り組むことが不可欠と強調しています。特に県の計画書では、地域住民の協力が大切だと強調しているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。坂城町には地域住民との協力体制、この体制はできているのでしょうか。

次に、地域福祉を進めていく上で、地域づくりは人づくりでもあります。この人づくりの支援体制はどのようになっているのでしょうか。

三つ目に、地域福祉計画策定についてのお考えをお尋ねいたします。

以上3点よろしく願いいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 1. 誰もが安心して暮らせる町に、イ. 地域福祉計画の策定をのご質問にお答えいたします。

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉法の改正により、市町村が任意に地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として新たに規定され、平成30年4月の同法の改正により、策定が市町村の努力義務とされております。

ご質問にありましたように、地域福祉の推進のためには、行政だけでなく、地域住民をはじめ関係者が連携、協力し、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決に取り組む土壌をつくるのが重要であると考えております。

町におきましては、障がいに対する理解の推進や障がい者及び高齢者、地域の皆様方とのふれあいを目的とした町民運動会に合わせた啓発事業や、12月2日に行われた「人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会」では、福祉事業所で生産された果樹や様々な自主製品などの販売が行われ、障がいのある方との交流の機会を設けるなど、社会福祉協議会をはじめ、町内

福祉事業所や民生児童委員会などの関係機関、関係団体と連携して実施をしております。

さらに、本年7月には、社会福祉協議会を中心に坂城町社会福祉法人・福祉施設連絡会を立ち上げ、町内に施設や事業所を持つ社会福祉法人等が分野や属性を問わず、相互に連携・協働しながら、地域における公益的な取組を行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とした活動を始めました。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成、研修・講演会等による福祉に関する理解促進や支え合い・共生の機運の醸成、様々な施策を通じ関係者の連携強化を図るとともに、人づくりや地域福祉の担い手の育成体制を整備しているところであります。

市町村の地域福祉計画の策定につきましては、まず、地域福祉計画に規定すべき内容の主なものとして、①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項が掲げられております。

町では、これらの規定すべき内容として掲げられている事項に関しては、町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画において、地域福祉施策の推進のため、町が実施する事項や目指すべき姿を示し、地域住民のつながりと支え合いによる地域福祉の推進を掲げているところであります。

また、今年度は次期計画とする坂城町障害福祉計画や坂城町障害児福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定のほか、坂城町障害者計画、坂城町子ども・子育て支援事業計画といった各種計画におきましても、町の地域福祉に係る現状や課題を踏まえた個別具体的な活動指標や数値目標を定めるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、お互いに関わり合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと共同して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を推進することを目標に掲げているところであります。

また、これらの計画は、関連する福祉事業者、各分野の有識者だけでなく、住民や当事者の方も交え、ご意見や議論をいただく中で策定しており、関係する各組織や個人が連携して様々な施策を推進することが規定され、実施されているところであります。

施策の実施に際しては、計画の枠にとらわれず必要に応じた横断的な対応をすることで、分野の枠を超えた支援にもつながっていることから、町においては地域福祉計画の策定には至っておりませんが、その理念や目標などを同じくする諸計画の実施に注力することによって、地域福祉を推進しているところであります。

他方、福祉行政に対するニーズは複雑化、多様化しており、課題解決に向けて、行政や社会福祉協議会、地域住民、福祉事業者、NPO法人などのより一層の連携や参画が重要であると

捉えております。

様々な状況を踏まえ、地域福祉計画の策定については、関連する諸計画に基づく事業施策を推進するとともに、国や県の進めている行政計画の動向等にも注視しつつ、研究を進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） これは前回質問した内容とほぼ同じ内容の答えでありますけれども、縦割りじゃ駄目だということを社会福祉法では言っているんじゃないですか。今答弁されたのは、全部縦割りですよ。そして、いろんな事業の中で、町民の皆さんにも参加していただいて、いろんな理解を深めていただくという。これは町がただ事業を計画して、そこへ皆さん寄ってきてくださいと、町民が主体となって、町と行政が主体となって取り組んでいくと、そういう体制をつくれということを地域福祉計画は言っているんじゃないでしょうか。その中に縦割りも当然入ってきますけれども、縦割りを総合的に見て、この坂城町の福祉行政をどうしていくか。個々のばらばらでは駄目だということを地域福祉計画では言っているわけです。

それでは、坂城町がどういう福祉の町になっていくんでしょうかね。この構想が全く見えていません。個々はわかりますよ。高齢者対策だとか障害の皆さんの対策とか、子育ての対策とかありますよ。全体にどう取り組むかについては、全く計画がないということであります。

それで、令和4年6月議会の質問の中で、最後に、福祉計画の策定は、引き続き県とも相談してまいりたいと答弁されております。この1年、県と相談されてきたのでしょうか。それについてお答えください。

福祉健康課長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。

地域福祉計画の策定について、県と相談を行ってきたかというご質問でございますが、県におきましても、個々の計画が策定され、実施をされているという中で、また地域福祉計画につきましては、別の計画であるというところで、冊子という形で作成してほしいという話はお聞きしておりますが、町におきましては、今、実際に最上位計画であります坂城町の第6次長期総合計画におきましても、町の福祉施策の現状や課題を踏まえた具体的な活動を示しており、そのほか、障害福祉、障害児福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の必須の計画を実行いたしまして、地域住民の参画をいただきながら地域福祉を推進していきたいと考えております。

すみません、再度お答えいたします。県とのこちらの地域福祉計画の策定については、お話し、今、相談をさせていただきまして、それは市町村に委ねられている努力義務の計画でありますので、市町村の判断ということをお聞きしております。

14番（大森君） すみません、簡潔に答弁願いたいと思います。努力目標でありながら、ほかの他府県では82.9%ありますね。それでは、県はじゃあそれで、どうぞということで。ところが、この第2期の最終年度では77市町村を目指すとしています。県はそれで結構ですと

いうふうに言っているんですかね。ただし、坂城町はこういう計画があるので除外しますと
なっていないんじゃないですか。それでもつくってほしいという県の要望だというふうに思
います。ちょっとこの先多くの質問もありますので、また次に移したいというふうに思
います。

2といたしまして、複合施設の機能充実のために。

私は、ここのところにこの地域福祉計画の構想が十分生かされているかどうか大事な複
合施設になってくると思うんです。あれもこれもある。ちょっとこういう言い方ではまずいか
もしれませんが、子育て支援を入れる、当然保健センターと、福祉、夢の湯ですか。それを一
緒に一つの建物の中で行っていくという中で、そこへ地域交通も入れたり、あるいは図書館の機
能を入れたり。それを入れるのはいいですよ。私は複合施設を造るなど言っているわけじゃ
なくて、せっかく造るんだから、こういう構想を持って、そしてこの事業、こういう分野も入
れていきたいと思いますという構想が欲しいということです。

それで、複合施設の点についていきますが、イとして多くの町民のかかわりで。

そもそも、複合施設の建設は、保健センターと福祉センターの老朽化のため複合施設の構
想が出てまいりました。当初、福祉健康課が準備を1年進めてきました。しかし、今年度から企
画政策課に移管され、子育て支援センター、図書館、地域交通の要としての機能など、いろ
んな機能がどんどん取り込まれております。実際、建設しようとしている複合施設の目的、何を
コンセプトにしているのかお尋ねいたします。

次に、建設委員会に町民の一般公募の委員の枠を設けていただきたい。

三つ目に、建設委員会で話された意見など、会議ごとに公開していただきたい。

四つ目に、建設委員会の傍聴を認めていただきたい。

五つ目に、建設委員会に部会を設けること。例えば、子ども・子育て部会、高齢者部会、障
害者部会、まだまだいろんな部会が出てくると思いますが、書き切れませんので、例えばこ
ういう部会などを開いて恒常的に意見をお聞きする。昨日の質問の中では、子育て関係の方のお
話を伺ったという単発的ではなくて、きちっとつくっていくということで皆さんのご意見を
いただくということが必要だと考えます。

以上、五つの点についてお尋ねいたします。

議長（滝沢君） 今の質問中の会議の傍聴の件は通告していないと思いますので、これはちよ
つと通告外とさせていただきます。

14番（大森君） 公開が原則だというふうに思いますので、これは傍聴も当然公開の一部じゃ
ないでしょうか。そのことを議長に抗議します。

議長（滝沢君） 一応、これは通告外ということで進めたいと思います。

企画政策課長（伊達君） 2としまして、複合施設の機能充実のために、イ、多くの町民のか
かわりでのご質問に、順次お答えをいたします。

最初に、複合施設は何をコンセプトにしているのかとのご質問ですが、新たな複合施設につきましては、社会環境や生活環境の変化により、保健・福祉分野に対するニーズが年々高まるとともに、多様化・複雑化する様々な課題への対応を図るため、町の第6次長期総合計画や公共施設個別施設計画において、老朽化した保健センター及び老人福祉センターを統合し、保健・福祉の機能を併せ持つ施設として整備を進めることとしております。

加えて、施設整備にあたっては、子育て支援や図書館の機能の付加、周辺の既存施設との連携により、交流や生きがいを創出する施設としても位置づけられているところであります。

こうした点を踏まえながら、有識者の方による建設準備委員会や建設委員会において、複合施設の方向性、いわゆるコンセプトについてご協議をいただく中で、まず、施設整備の趣旨として、保健・福祉に加え、子育て・教育といった機能も付加することで、多世代が集い、活発な交流が図れる、新たな少子高齢化対策の拠点として、また、新たな生きがいと交流の場を形成するため、施設整備を進めていくこととされたところであります。

あわせて、人が安心できる居場所になるとともに、人がつながり、笑顔につながる *w e l l b e i n g* の実現空間を目指す場としており、こうしたことをコンセプトとして、地域交通の拠点機能や誰一人取り残さないという *S D G s* の理念の具現化、*D X* の活用推進により、利便性が高く、効率的で利用しやすいサービスを提供できる施設になるよう整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、建設委員会に町民の一般公募委員の枠を設ける考えはとのご質問ですが、複合施設につきましては、先ほど申し上げましたように、多くの機能を含むことから、運営に関わる部署や機関も多岐にわたるほか、様々な方の利用が想定されるところで、より多くの方からご意見をお聞きすることが重要であると考えております。

こうした点を考慮し、町としましては、人数の限られる建設委員会での委員枠ではなく、より幅広くご意見を伺えるよう、保健・福祉等複合施設建設委員会と並行して、実際に既存施設をご利用いただいている子育てやボランティア、障がい者関係、高齢者の皆様に加え、中学生、高校生といった皆様とのワーキンググループにより、意見交換を別途設けることとしたところであります。

ご質問の順番と答弁が順番ちょっと変わりますけれども、建設委員会において部会設置の考えはとのご質問に先にお答えをいたします。ただいま申し上げましたこうした分野別のグループワークにつきましては、それぞれのお立場からのご意見をお聞きすることができることから、分野ごとの部会的な要素も含んでいるものと捉えているところでありますが、今後、施設建設までの間には、より詳細に分野別の議論を深めることが必要になることも考えられるところで、部会の設置につきましては、状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、建設委員会で話された意見などを会議ごとに公開する考えはのご質問ですが、複合施設は、多くの町民の皆様が日常的に利用していただける施設となるよう、現在、建設委員会で協議いただいている基本計画が素案として形になった段階で、町民の皆様にご意見をお聞きする予定としております。

現在、建設委員会やグループワークでいただいているご意見は、基本計画段階のほか、設計段階や施設の運営段階において検討するものなど様々であり、基本計画段階で検討すべきご意見につきましては、計画素案に反映させる中でお示しするなど、状況に応じて整理をしながらお伝えできるよう、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 建設委員会の人数が多いということもあって、またいろんな場面で意見を聞く機会を設けたいというお話でありますけれども、建設委員会の名簿をちょっとチェックしてみたんですが、これはソフト関係に携わっている方ですね。福祉関係だとか、あるいは教育、スポーツ、それから福祉、障害、まちづくり。経営の関係、産業の関係でお一人いらっしゃいますけれども。ここへ例えば建設関係、地元の建設関係の方、一級建築士の方もいらっしゃると思うんですが、こういう方にも入っていただいたり、あるいは複合施設では検診なども実施するかと思うんですね。保健センターが向こうへ行っちゃいますから。そうしますと、検診にはお医者さん、医師も利用されます。医師のご意見は聞かないでいいんでしょうか。あるいは建設関係の建築関係の方で、やはり空調だとか、あるいは建物の環境、こういうところにたけた先生、あるいは業者の方もいらっしゃるかもしれません。こういう方もどうしてこういう中に入れなかったのか。

あとは、そういう構想が決まれば、建築というか設計事務所からの提案を受け入れて、利便性と値段等で検討して決めていくという形になってくると思うんです。やはりそこへ行くまでに、やっぱりきちんとつくっていくということは、いろんな分野の方も参加していくということじゃないでしょうか。ただ場外で、建設委員会の外でご意見をお聞きするという、こんな簡単なものではないというふうに思うんです。その点についてどのようにお考えでしょうか。ぜひこういう方も含めていただきたいというふうに思います。

企画政策課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。ただいまご質問をいただきました中でもありましたけれども、建設委員会については、議会の議員さんをはじめ、福祉、健康、子育て、教育、生涯学習、まちづくり、産業、学識等、それぞれの分野で見識をお持ちの方により構成されています。また、アドバイザー的なお立場で建築士さんにも今入っていただいております。建物に係る法規制でありますとか、建物の構造、機能面など建設全般について、まさに専門的なお立場で助言をいただいている状況であります。この建築士さんについては、他の市町村の先進施設でもこうした建築に携わっているというご経歴もお持ちでございます。

今お話にありますように、医師等、例えば特定の機能などに特化して専門的な方のご意見が

必要になることも、それは当然であろうかと思えます。委員会の設置要綱の中では、必要があるときは会議に委員以外の出席を求め意見を聞くことができるという条項もございますので、そうした中で適切な対応ができればと、そのように考えているところでございます。

14番（大森君） オブザーバーとして、こういう専門家が入っていらっしゃるということであるんですが、例えばSCOPE（スコープ）という特定非営利活動法人、ここは行政などの総合計画を策定などされている。相当前になります、二十数年前だと思えます、GOGO機構も携わった方ですね。こういう組織で、県下でもいろんなところの行政支援もされていますけれども、だけど、それだけじゃなくて、地元の建設あるいは一級建築士の方、そういう方々のご意見をいただくということが大事じゃないですか。これは丸投げと一緒にじゃないですか。

ここで基本的な計画ができたので、皆さんこれでどうですか。あなたの意見のほうからここにちょっと反映しています、こういうのあります。それでいいですかと通り過ぎるんじゃないですかね。だから、そういう点では、やはりぜひ入れていただきたいということと、もう1点は、先ほど質問は駄目だということになりましたが、やはり傍聴を許可するように求めたいと思いますが、その点について町長いかがでしょうか。

町長（山村君） ご指名がありましたのでお答えしますが、足りないところはまた課長から話します。

まず、今の建設委員会というのは、建設に関するアドバイザーも入って議論しているわけですが、今、この段階で建設業者が入ってしまったら議論ができないんです。利害がどうなるかという問題があります。今、建設委員会がやっているのは、どういう建物を造るかというのをいろんな意見をつけて、具体的にどういう形にするというのは、例えばどういう業者を入れるとか、そんな議論は全然してなくて、どういうものが欲しいかというのを関係の皆さんに議論していただいているんです。

それを来年度からは、実際にこういう形でいろんな人の意見を聞いて、アイデアがあるからどういうものが造れるかというのを、今度は実際に建設に関する方にプロポーザル提案、提案してもらってやることになると思いますけれども、そういうプロセスになります。ですから、今の段階では業者がいきなり入ったらどうなりますか。それは駄目なんです。

それから、公開についても同じことです。ある段階まで全て公開でやった場合、その議論がしにくくなる。それから、その議論の内容がすぐ漏れてしまうというのは、やっぱり問題な面があります。

ですから、そういうことを考慮してありますし、最終的にはパブリックヒアリングといえますか、皆さんの意見を聞くような形もやりますし、いろんな形を取っていきたく思っています。その2点だけ私から申し上げて、あとは課長から続きをお答えします。

企画政策課長（伊達君） ただいま町長からお答えを申し上げたとおりでありますけれども、1点補足をいたしますと、非特定営利法人、今、計画策定の委託をさせていただいている業者のお話も出ましたので、この業者については、今、議員さんをご質問で言われたように、様々な市町村の行政計画等策定の実績がございます。当町でも実績があるという中では、今はいろんな方のご意見をいただきたいというタイミングであります。特にこの委託業者については、そういった意見を引き出す能力に非常にたけていると。それをちゃんと集約・整理をする能力にもたけているという中では、私たちもしっかり議論の中に加わって一緒に進めているというところでございますので、ご理解を頂戴できればと思います。

14番（大森君） 平行線になると思いますので、次に移したいというふうに思います。

3といたしまして、加齢による難聴者への補聴器購入助成を。

イといたしまして、生き生きと暮らすために。

若い頃は何ともなかった耳の聞こえが、加齢による衰えて難聴になる人が増えています。そのため生活に支障を来し、孤立したり抑鬱、あるいは認知症の発症も指摘されております。認知症は早期発見、早期治療が大切だと言われております。

最近、リスク要因がわかり、薬も開発されて予防が可能になってきたとも言われております。認知症の予防法は、加齢による聴力の低下を補聴器で補うことで認知症予防になること。補聴器が複雑になってきております。認知症を発症してからでは操作ができなくなります。高齢者が元気に社会で社会生活ができるよう、補聴器の購入助成制度の創設について町の考えをお尋ねいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 3. 加齢による難聴者への補聴器購入助成を、イ. 生き生きと暮らすためにのご質問にお答えいたします。

年を重ねると聴力が低下する加齢性難聴は、一般的に50歳代頃から高音域の聴力低下が始まり、60歳代になると小さな会話が聞き取りにくい軽度の難聴レベルまで聴力が低下するとされており、さらに70歳を超えると、普通の会話でしばしば不自由を感じるが増えてくる中等度まで低下することとされているところであります。

こうした加齢性難聴は、日常生活に影響を与え、生活の質を落とす原因になり、また聞く、話すといった基本的なコミュニケーションを避けるため、地域の方と接する機会や外部からの刺激が減少し、脳機能が低下して認知症の発生リスクが高まることや、社会的に孤立し鬱状態に陥ることが指摘されております。

難聴の主な原因は、加齢によって耳の中で音を感じる蝸牛という場所の中にある有毛細胞が劣化や減少し、その影響により音の情報をうまく脳に送ることができないために起こるものがあります。

有毛細胞は、一度劣化したり減少してしまうと再生することはなく、医療技術による根本的

な治療が困難なことから、耳が聞こえづらいと感じられた場合は、早期発見・早期治療が重要でありますので、できるだけ早い段階に耳鼻咽喉科を受診するとともに、補聴器を使うことで一部の認知機能低下を防ぐ効果が期待できると考えられております。

また、加齢性難聴が進行してからの改善は困難と言われておりますので、大切な聴覚を守るため、日頃から大きな音を避け、静かな場所で耳を休ませたり、栄養バランスの取れた食事や適度な運動、規則正しい睡眠、禁煙など、難聴の予防、進行の遅延に心がけていただきたいと考えているところであります。

様々な障がいを抱える方への支援として、町では障害者総合支援法に基づき、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、身体の欠損、または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入や修理に要した費用の全部、または一部を助成しており、車椅子や歩行器、義足などの補装具を対象としているところであります。

補聴器については、聴覚障がいや身体障害者手帳をお持ちの方を対象としており、当町において、令和3年度、4年度に支給した補聴器の購入・修理に対する助成は2年間で合計13件、うち3件が65歳以上の方であり、本年度については合計3件、うち1件が65歳以上の方に対するものであります。

また、このほかにも、平成25年度から軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業を開始し、障害者総合支援法の補装具費支給制度の対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入や修理に対する補助を行っているところでもあります。

加齢による補聴器の助成制度の創設につきましては、令和元年6月の県議会における議員提出の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が採択され、国に対して公的補助制度の創設を要請しているところであり、国においては、補聴器の装着の有無による認知機能への影響に関する研究も行われているところであります。

現在のところ、国や県での助成制度がない状況であり、町単独での助成につきましては、ほかの様々な障がいへの支援とのバランスや財源の確保などを踏まえ、検討すべき点があると考えております。

しかしながら、高齢化率も年々高まり、全国的にも加齢性難聴への対応は課題となっているところでありますので、今後も情報収集や支援方法の研究などを行うとともに、国や県の動向に注視してまいりたいと考えております。

14番（大森君） 私は、補聴器購入助成制度の創設をとお願いしました。するかしないかの答弁をいただいていませんが、今の答弁では、今の段階ではつくる予定はないというお言葉だというふうに思います。簡潔に答弁願いたいと思います。

では、2回目の質問をしてまいります。町長にお伺いします。昨年3月議会で、私の質問の最後のところで町長にご答弁をお願いいたしました。次に読み上げるのは会議録での文章です。

「今、大森議員さんからお話がありました加齢性難聴については、明日は我が身ということになるかもしれません。伊達課長が申しあげましたように、県のほうで動きもありますし、それをよく見ながらですけれども、じっと待っているだけではなくて、坂城町の実態調査もよくしながら、今言われたような事例がほかの市町村でもありますので、よく研究していきたいというふうに思っております。以上です。」という答弁をいただいております。

約1年半になりました。これについてご答弁をお願いします。

町長（山村君） 明日は我が身とお答えしましたけれども、だんだん我が身が近づいてきまして、私もやっぱり高音が聞きにくくなってきたような感じがありますけれども。

課長からも答弁しましたように、高額のものになりますので、制度の創設は慎重にしなきゃいけないと思うんですけれども、私はやらないとは言っていないので、引き続きまた検討していきたいと思っています。

また、補聴器の器具のほうも、いわゆる補聴器ではなくて、軽度のイヤホンといいますか、音響装置の、そんなものいろいろ出ているようでもありますので、そういうことも含めて検討していきたいと思っております。大森さんと一緒に明日は我が身を大事にしたいと思っております。よろしくをお願いします。

14番（大森君） 可能性を含んだ答弁をいただきました。課長の答弁では、障害認定になるまで待てという答弁ですよね。今ある補助、こういう補助はやっていますというのは。そこまで待てないから、ぜひその助成が欲しいということです。町長の答弁いただきましたので、次のテーマに参ります。

4といたしまして、町職員の働き方についてお尋ねいたします。

小布施町では、2020年、令和2年と令和3年の2021年、この2年間の間に職員の5名が亡くなりました。小布施町は、その原因を明らかにするために第三者委員会の設置を決め、県弁護士会に依頼し、小布施町との関わりがない3名の弁護士が調査に当たりました。その調査報告書が公開されています。

その報告書によりますと、亡くなられた5人のうち1人は以前からの持病があり、治療もされていたということで、この方については調査対象から除外し、残り4人について調査を行い、その原因と対策は詳細に記述されております。

我が坂城町において、このような働き方をしていないだろうか、検証することが必要だと考え、この質問を行います。

まず、イといたしまして、町職員の勤務状況です。

昨年度、今年度で過労死の指標である残業時間、月当たり80時間を超える職員はいらっしゃったのかどうか。いればその職員数、そして残業が必要なときの決裁はどなたが行っているのでしょうか。また、残業時間、月80時間を超える残業をする場合に、その決裁はどなた

が行うのでしょうか。

ロといたしまして、健康管理についてお尋ねします。

職員の健康診断の受診状況はどのようなのか。次に、仕事の悩みやストレスを抱える職員の相談体制はできているのでしょうか。

ハといたしまして、職員の過労死にならないために。

小布施町の報告では、近隣町村に比べ職員数が非常に少ない状況だと数値で示されておりま
す。坂城町においても、定数条例で定める職員数に近づける職員採用を求めるものであります。
これについていかがでしょうか。

次に、現在の課・係の見直しをし、もう少し負担を軽減できる、こういう方策は取れないで
しょうか。

以上について質問いたします。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから4番目の質問としまして、町職員の働き方につ
いてご質問いただきました。私からは、ハの職員の過労死にならないために等、職員数や課の見
直しについてのご質問がございました。イ、ロにつきましては担当課長から答弁いたします。

今、大森議員のお話もありましたけれども、約20年前に行財政改革ということで全国的に
職員数を減らせということがありまして、恐らく20年近く前は、坂城町の職員は160名ぐ
らいいと思います。それが私が町長になりました13年前には130名になっておりました。
私はその当時、職員の年齢別の構成を見ますと、極端に若い人がいなくて、最後に入った人の
後に新人が入ってこない、いつまでも新人だという状況になっていましたし、これを何とかし
なきゃいけないなと思ひまして、新人だけじゃなくて、いわゆる社会人採用枠というのを新し
く始めまして、不足している層に当てはまるような、既に経験のある方の採用というのを進め
てきました。

今現在142名、百四十数名になってきましたけれども、この10年間、私は何とか職員の
構造と職員数を何とかしなきゃいけないなということで、一般の職員もそうですし、保育の先
生方とか特別な職の方の採用もいろいろ苦勞してやってきたわけですがけれども、そんなこと
も含めまして質問にお答えしたいと思っております。

まず、今ちょっと申し上げましたけれども、職員数の考え方についてのご質問であります
けれども、町の職員は、町民への行政サービス提供に欠くことのできない大変重要な人材であ
り、役割を担っております。採用につきましても、今申し上げましたように新卒の採用に加え
まして、いわゆる社会人採用も併用する中で、年齢構成の平準化と人材の確保に努めていると
ころであります。

これまで、町におきましては、良質な公共サービスが確実、効率的かつ適正に実施されるよ
う、自主的に行政改革に取り組む必要があるとされる中、国において行財政改革の具体的な取

組を明示した集中改革プラン公表が全国市町村に求められ、当町におきましても、自律の町を目指すために、平成17年に策定した集中改革プランにおいて、目標職員数を142名と定めたとあります。

先ほど申し上げましたけれども、私が町長に就任した翌年の平成24年度の職員数は、130名になっておりました。また、年齢構成のばらつきが大きかったことから、その解消を図るとともに、職員数に関しましても目標とする人数に近づけてきたとあります。国や県からの権限移譲など町の業務量も変化している中、現在は、業務を進める上での適正な職員数の目安と考えて捉えているとあります。

142名という数値は、設定から長い時間が経過しておりますが、現在もこの数値を目標とする根拠、理由といたしますと、毎年総務省で実施する全国の市区町村の職員数等に関する地方公共団体定員管理調査の結果を参考に、各自治体の人口と産業構造を基準とした同規模の県内類似団体の状況を見ますと、高森町とか富士見町、佐久穂町等でありすけれども、状況を見ますと、人口1万人当たりの職員数の平均につきましては、令和2年度は96.25人、3年度は95.81人、4年度は97.03人となっております、これを当町の人口に換算いたしますと、令和2年度が約143人、3年度、4年度につきましては約140人となっているわけです。

年度における増減はありますが、おおむねその近辺で推移しておりますことから、現状におきましても、142名という数値は適正なものと捉えているとあります。この人数を基本としまして、これまでも町は定数管理を行っているところとあります。

また、当町の職員定数条例においては定数を166人とする一方で、職員数が著しく増加しますと、各年度の経常的経費が増加し、財政の硬直化につながることを懸念される所とあります。

なお、職員定数条例に定める職員数につきましては、総務省からも職員数の限度を示すものであるという見解が示され、他市町村の状況を見ましても、条例上の定数を限度に実人数がそれを下回る運用を行っていることから、将来に向かっての継続的な町政運営といった観点からも、現状の142名程度が適切であると考えているとあります。

加えまして、私が平成23年に就任して以来、何度か実施してきました「チャレンジSAKAKI」につきまして、職員の提案による各種の施策を募集したり、各種の提案の実施をまいりました。また、提案の一つとなった接遇研修をはじめとした各種研修の受講なども通して、職員の資質向上に取り組んできているとあります。このように、自分の提案が施策になるということでモチベーションアップにもなっていると思います。

続いて、課・係の見直しについてでございますけれども、国の地方分権が進められ、権限移譲の推進や少子高齢化社会の対応など、地方自治体が担う業務も年々広範囲となっております。

その分野も多岐にわたっている状況であります。そういうことを見まして、平成19年度に町の組織機構を大幅に見直したというところであります。

それをベースにしながら、私が就任した後、平成30年には就学前から学業期までの切れ目ない子育て支援を進めるための子ども支援室を組織するなど、都度見直しを行っております。

現状の組織体制の見直しについては、すぐに対応が必要と考えておりませんが、これから地方自治体に求められる事務分担の増減や役割の変化など、今後の動向を見ながら見直しが必要になったときには、住民サービスの維持向上に向けて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

総務課長（関君） 私からはイ、ロのご質問にお答えいたします。

まず、イの町職員の勤務状況として、昨年度と今年度において、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の状況でございますが、昨年度におきましては、該当する職員はございませんでしたが、今年度におきましては、春のイベントが開催された時期に、職員1名が80時間を超える時間外勤務を行った状況がございました。

新型コロナウイルス感染症が、今年度に入り5類感染症とされたことで行動制限も解除され、人の動きも再開されてきたところでございます。

そうした中で、5類移行後すぐに開催されたイベントでありますので、準備にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の再流行、また、天候による対応など、いくつかの状況を重複して想定する必要があったことから、開催時期の1か月間に限って時間外勤務が増えてしまった状況がございましたが、翌月以降は通常の勤務状況となっている状況でございます。

次に、時間外勤務を行う際の決裁権限に関するご質問であります。通常所管の課長が行っているところ、月20時間を超える場合は総務課長が、月30時間を超える場合につきましては副町長が、月50時間を超える場合は町長が決裁を行っているところでございます。

時間外勤務が多い職員につきましては、業務の内容からそれが常態化しているのか、季節的な一過性なものなのかを確認し、状況に応じて所管の課長に聞き取りを実施しているところでございます。

仮に、長時間の時間外勤務が常態化していると考えられる場合につきましては、該当部署の職員の割り振りなどの変更や、他課の職員、他の職員のフォローアップ等を所管課長と相談するなど、今後におきましても業務量の負担が1人に偏らないように対応してまいりたいと考えております。

続いて、ロの健康管理はのご質問でございます。

まず、職員の健康診断の状況とその受診状況であります。職員に対しましては毎年受診を促す中で、自身が希望する病院において人間ドックを受けてもらう、または役場において集団健診を受診してもらうなど実施しているところでございます。

仮に都合がつかず受診できなかった場合は、後日、健康診断を受けるよう勧奨し、職員全員が受診している状況でございます。

次に、職員の相談体制はどうなっているかのご質問でございますが、町といたしましては、各部署の職員を委員として衛生委員会を組織し、依頼している産業医も含めて定期的に会議を開催する中で、心や体の健康を保ち、ケアするための情報の提供やアドバイスをを行っているところであります。

また、毎年ストレスチェックを実施し、職員一人一人が自身のストレスの状況を認識してもらいなどとともに、本人が希望する場合は、産業医に個別に相談できる体制も整えているところでございます。

そのほか、総務課において常時相談を受ける体制をしているほか、随時開催しているセルフケアまたはラインケアに関する職員研修におきましても、改めて日々における上司や同僚とのコミュニケーションがメンタルヘルスにおいて大切であるということを伝えるとともに、専門の相談先として産業医また保健師のほか、各種機関で行っている相談部署にも周知している状況でございます。

今後におきましても、機会を捉えて職員に対して周知を行い、相談しやすい体制整備、そういったものを図っていくとともに、職員の体の健康だけではなく、メンタルヘルスに向けても注視してまいりたいと考えております。

14番（大森君） 町職員、公務員の過労、あるいはほかの理由によって亡くなる方、ほかの自治体でも以前ありました。御代田町でも自死された方もいらっしゃいます。坂城町の職員が本当に生き生きと、そして町民サービスにきちっと向き合っていただけ、こういう職員体制、そして健康で明るい職員をぜひ皆さんのご努力でお願いしたいことを申し上げまして、今回の一般質問はこれで終わりといたします。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時10分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖君の質問を許します。

7番（中村君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

初めに、昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、早くも1年10か月を過ぎようとしております。まだまだいつ終わるかわからない、先の見えない状況が続いております。これから冬場を迎えて、ますます厳しい状況が続くものと思われまます。

また、この10月には、パレスチナのイスラム組織のハマスが前例のない規模の攻撃をイスラエルに対して開始。何百人もの戦闘員がパレスチナ自治区ガザに近いイスラエル領内に侵入

いたしました。当時のイスラエル政府の発表によれば、これまで少なくとも1,300人の死亡が確認され、200人近い兵士や民間人が拉致されました。この攻撃を受けて、イスラエル軍はガザ空爆を開始。パレスチナ保健当局は、これまでに約3千人が死亡したと発表した。一時停戦で相互の人質交換が行われましたが、再び戦闘が開始されて死者は1万8千人余りに達してしまいました。

このように、世界各地域で紛争が起き泥沼化しており、全世界がこの状況を危惧しているところ。一刻も早くこのような紛争が停戦、中止、沈静化することを願っております。

それでは質問に入ります。大きく2点について質問させていただきます。1点目はアピアランスケアについて、2点目は高齢者支援について、順次行います。

まず、1点目のアピアランスケアについてです。

1. アピアランスケアの費用助成について

がん治療に伴う脱毛や爪の色の变化など、外見の変化による苦痛を和らげるアピアランスケアの充実へ、患者の悩みに寄り添いながら主体的に取り組んできたのが公明党です。2018年6月には、患者から寄せられた声を基にした国会質問がきっかけとなり、運転免許証の写真を撮影する際に、医療用帽子を着用することが認められるようになりました。今年度からは、この提案を受け、医療機関にアピアランスケアの専門的な相談窓口を設置するモデル事業が全国で行われております。

また、地方議会での様々な働きかけにより、医療用ウィッグ、かつらや、乳がん患者向けの胸部補整具の購入費用を助成する自治体が増えております。日本毛髪工業協同組合によると、医療用ウィッグなどの購入費用を助成している県・市区町村は、2022年までに392団体に増加しております。

他方、長野県では、令和5年度からがん患者の方の就労、社会参加等を支援するための、治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整器具等の購入費用の一部助成を実施する市町村への支援が開始されました。

アピアランスケアとは、がんの早期発見と医療の進歩によるがん患者やがん経験者の中にも社会で活躍されている方が増えております。一方で、手術による傷跡、脱毛や乳房の損失等に伴う外見の変化は、がん患者さんの苦痛となることがあります。特に女性のがん患者の社会参加の妨げを減らすことにもつながり、大変うれしいことであると思っております。

アピアランスケアとは、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院においては、以下のとおり定義されております。「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」と。

なお、令和5年10月24日現在の長野県への情報提供のあった市町村に坂城町は記載されておりません。ちなみに、長野県下の全77市町村のうち、情報提供があったところですが、

長野市、千曲市はじめ19市、軽井沢町はじめ14町、高山村はじめ10村などの43市町村になり、約56%、半数以上です。

そこで、まず、イ．アピアランスケアの費用助成について、以下の3点をお聞きします。

一つ目に、アピアランスケアについての考えは。

二つ目に、長野県で行われている助成事業の概要は。

三つ目に、町における費用助成の考えは。

以上、3点についてご所見を伺います。

町長（山村君） ただいま中村議員さんからアピアランスケアについてご質問いただきました。順次、お答えいたします。

今もお話がありましたが、まず、がんにつきましては、日本において昭和56年から死因の第1位となり、現在では2人に1人が生涯のうちにがんにかかる可能性があると言われておりますが、がんの早期発見と医療の進歩により、がん患者やがんを経験された方の中にも社会で活躍されている方が増えております。

アピアランスケアとは、国立がん研究センター中央病院により、医学的・整容的、形ですね、心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義され、がんの治療やその副作用により外見の変容が生じた方に対し、頭髮補整具や乳房補整具など外見の変容を補完するものであります。

また、医療機関でアピアランスケアを提供する理由として、安心して治療を受けるためには、適時適切な正しい情報を提供することに加え、患者自身の状況に応じて心理・社会的なケアが必要とされており、患者側への情報提供についてのニーズが高い状況であります。

がん治療による脱毛や乳房の喪失等の外見の変化により、人に会うことが苦痛に思えるなど、社会生活が困難となる場合もあることから、アピアランスケアは大変重要であると認識しているところであります。

続きまして、県が実施している助成事業の概要についてお答えいたします。

県では、本年4月から市町村と県が共同し、対象となる補整具等の購入費用の一部を助成する長野県がん患者へのアピアランスケア助成事業を実施しております。この事業は、手術、薬物治療、放射線治療などのがん治療を過去に受けた方、または現在受けている方を対象とし、ウィッグなどの頭髮補整具や乳房補正パッドなどの乳房補整具のほか、指や鼻をがん治療に伴う手術等により欠損した部位を補完する人工物、エピテーゼというようすけれども、これの購入に要した費用の2分の1を上限2万円として助成をするものであります。

助成に関する申請窓口はお住まいの市町村となり、市町村が書類の審査及び申請された方に助成金の支払いを行い、助成金額の2分の1ずつを県と市町村がそれぞれ負担するという事業であります。

次に、費用助成に対する町の考えであります。がんの治療を受けながら仕事や家事を行う方も増えている中、外見が変わることで、周りの人からどう思われるか気になる、自分らしさがなくなったような気がするなど、がん患者の苦痛を軽減するため、その身体・心理・社会問題に対して包括的な支援は重要であると考えております。

町におきましても、希望される方に対して助成は必要であると考えているところであり、現在具体的な制度設計について検討を進めているところであります。

7番（中村君） ただいま町長さんから説明がございました。今、検討中ということですが、明年の実施予定についてはいかがでしょうか。来年度ですね。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。

ただいま町長のほうから申し上げましたけれども、現在、実施に向けて準備を進めているところでありますので、具体的なちょっと年度はまだ申し上げられませんけれども、できるだけ早く始めたいということで現在進めております。

7番（中村君） ただいま保健センター所長さんよりも前向きなご答弁をいただきましたので、今後ご期待したいと思います。

近年、働き方改革が叫ばれる中、多くの女性の方々は多方面で活躍されており、生活の質に影響を及ぼすこと、また安心して働ける一つの要件として、アピアランスケアに関する支援は大変重要であります。今後、町民の皆さんが活用されるよう望みます。

次の2点目の質問に移ります。

2. 高齢者支援について

世界的な高齢化傾向により世界の人口動態は未知の領域に差しかかり、世界の人口と社会が変化している。日本は世界で最も高齢化が進んでおります。坂城町の高齢化率を見ると、令和2年、2020年の年齢階層人口構成比は、ゼロ歳から14歳以下の年少人口が10.9%、15歳から64歳までの生産年齢人口が52.4%、65歳以上の老年人口が35.8%となっており、老年人口比は全国平均比28.7%や長野県平均比32.2%を上回っている状況です。

坂城町では、高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画、令和3年度から令和5年度によると、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を作成しており、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活が包括的に確保できる地域包括システムの一層の推進や地域づくり等を一体的に取り組む地域共生社会を目指すとありました。

そのような中、近年の高齢化社会では、特にひとり暮らしの方は自動車免許証を返納したり、あるいは手足等がご不自由になられて、自宅で発生する可燃ごみ及び不燃ごみ等の処分に多数の方々が大変困窮しております。

最近でも、ある高齢のひとり暮らしの女性のお宅では、ご自身の息子さんや娘さんがいても、

夜勤など仕事の関係上、指定日時、指定場所に持っていけない、処分ができないケースがあるとお聞きしました。特に夏場には生ごみ等による悪臭や衛生面などから、早めの処分を行いたいにもかかわらず、数日間そのままの状態が続いて大変に困っているとのことでした。

また、高齢者の男性の方でやはりひとり暮らし、最近、運転免許証を返納して車がないため使えない。処分する量は多くないけれども、処分するのに困っているなどなど、そのほかにも多くの方が同じような悩みを抱えられていると想像されます。

町ではこのような事案の場合、高齢者世帯等が可燃ごみ、不燃ごみ処分に関して援助が行える機関、あるいは対処方法などについてお聞きします。

そこで、イ．高齢者世帯等のゴミ処分について、以下の3点についてお聞きします。

一つ目に、町ではこのような事案についての相談は。

二つ目に、高齢者世帯、ごみ出し困難世帯への対応は。

三つ目に、情報提供や周知方法は。

以上、3点についてご所見を伺います。

住民環境課長（山下君） 2番目の高齢者支援についてのご質問に順次お答えいたします。

少子高齢化や人口減少が進む中、当町においての高齢化率は、令和5年10月1日現在36.4%となっており、国、県の平均より上回っている状況であります。

今後さらに高齢者の人口が増加し、核家族化も進行することが予想されるところであり、高齢者のみの世帯の増加により、家庭のごみの持ち出しが困難となるご家庭が増加していくことが懸念されるところであります。

こうした状況の中、家庭系ごみを収集所に排出することなく、自宅まで回収に伺う個別収集は、ご家庭の玄関先に出されたごみを業者が回収することで、ごみ出しが困難な高齢者で構成される世帯などにとって利便性は向上するものと考えるところであります。

町では、このような事案についての相談があるかのご質問ではありますが、ごみを収集所に持ち込むことが困難である方々から直接ご相談をいただくことはあまりないところではありますが、高齢者生活支援サービスの提供事業者から、ごみの回収や排出先といった相談をいただいているところでもあります。

次に、高齢者世帯等、ごみ出し困難世帯への対応はとのご質問ではありますが、ごみ出しが困難な高齢者世帯の方は、ごみ出し以外にも生活上の課題を抱えている場合が多く、日常生活においても困難が生じている場合が想定されます。

そのような場合は、要介護認定に応じた高齢者に関する介護保険サービスとして、生活支援の一部として、ごみ出しについても適切に排出していただくようお願いしているところでもあります。

一方で、ひとり暮らしされている高齢者のご近所の方が、代わりにごみ出しをしているとい

うお話もお聞きするところであり、地域における支え合いの一つとして感謝申し上げるところであります。

町といたしましては、今後ニーズが増すと予想されるごみ出し支援の個別収集につきましては、対象世帯や収集体制など検討すべき課題が多いことから、環境省のガイドラインや既に取り組んでいる他市町村の先進事例等を参考にする中で研究してまいりたいと考えております。

次に、こうしたごみ出しに関する情報提供や周知方法についてのご質問であります。高齢者などふだんのごみ出しが困難な方などからご相談をいただいた際には、高齢者の方の状況などから、高齢者の生活を支える相談窓口をご紹介させていただくほか、業者に依頼をして回収していただく方法などもご紹介させていただいております。

町といたしましては、ごみ出しが困難な高齢者への支援として、健康状態や生活状況に応じて、必要とする援助につながるようご案内させていただくなど、ご利用いただける各種の支援を引き続き情報提供させていただくとともに、ごみの収集方法や資源物の分別方法など、丁寧にお知らせさせていただきたいと考えております。

7番（中村君） ただいま担当課長のほうから丁寧な説明ありがとうございました。今後は高齢化がさらに進み、このようなケースが増えていくことが予想されます。そこで困っている方々が健康的な生活、暮らしが実現できるよう、環境整備や情報提供、周知方法に力を入れていただきたいと思います。今回のアピアランスケアの費用助成、そして高齢者世帯のごみ出し処分とともに、いずれの案件も当事者に寄り添い、対策を検討、実施していくことが重要と考えます。

最後に、山村町長には今後、来年度の予算化に向けて様々な諸課題への対応を検討されることと推察いたします。その中で、4月に就任式で掲げられた町政の四つの柱である「高齢者や子供にやさしいまちづくり」、「未来につなぐ子育てと学びのまちづくり」、「暮らしと産業、快適なまちづくり」、そして「暮らしやすい安心なまちづくり」により、町民一人一人がそれぞれ幸せを感じられる *well being*、「輝く未来を奏でるまち」を目指し、ご尽力されることをお願いし、私からの一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

（休憩 午前11時32分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠君の質問を許します。

6番（宮入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、1. 有害鳥獣について。

最初に農作物を取り巻く状況の説明、その後今まで有害鳥獣として扱われておりますニホンジカ、イノシシ等による被害についてと、熊に関する状況をまとめてみました。

少し前になりますが、8月8日の信濃毎日新聞の総合面において、食料自給率についての記事が掲載されました。食料自給率とは、国内の食料消費が国産でどの程度賄えるかを示す指標ですが、農林水産省は8月7日、2022年度のカロリーベースの食料自給率が前年と同様の38%であったと発表しました。

世界に目を向けますと、アメリカのカロリーベース自給率は115%、カナダは221%で、日本は先進7か国の中で最低の水準となりました。なお、カロリーベースとは、食料の重量を熱量に換算したものであります。

同時に、農林水産省は2021年度の都道府県別の食料自給率も公表し、長野県はカロリーベースで前年度と比較して1ポイント上昇し52%でありました。ちなみに、北海道が223%で5年連続で首位、次いで秋田県が204%で2位、3位は山形県の147%の結果となりました。

さて、地元に向けると、今年は少雨や高温の異常気象の影響から多方面にわたり農作物の栽培に多大なる影響が出ました。長野県認定の信州の伝統野菜で坂城町特産のねずみ大根も、昨年の半数ほどの収穫量となることから、2009年から開催してきましたねずみ大根まつりも初の中止となりました。

また、農作物を栽培するに欠かすことができない肥料の価格高騰も頭を痛めることとなりました。さらにウクライナ紛争、為替の円安による輸入食料物の高騰もあって、物価高が止まらない状況が続いております。

農作物は食料の基本であります。追い打ちをかけるように、さらに有害鳥獣による農作物での被害も発生しました。今年の網掛地区におきましては、千曲川左岸の河川敷にてハクビシンのほか、鹿と思われる大型獣による被害に悩まされました。10月15日付の信濃毎日新聞によりますと、環境省の調査で鹿の合計捕獲数は、2011年度の42万頭から年々増えて2021年度は最大73万頭に上った。それでも2021年度の生息数は、ニホンジカが222万頭、北海道のエゾシカが69万頭と報告されました。このことは捕獲数は増えたものの、温暖化の影響もあって生息域が拡大し、自然淘汰されずに越冬する個体が増加したと見られます。

また、農林水産省によると、2021年度の野生鳥獣による農作物への被害は155億円で、うち4割は鹿によるものと報告もされました。

そのような状況下、村上地区全域を目的とした有害獣侵入防止柵の設置作業は、本年は2月4日に網掛の第9分団の消防詰所から小網方面への六ヶ郷用水沿いに向けて始まり、特に11月5日と11月11日の両日には、83名の多くの区民が参加し、これまでの設置作業は延べ450メートルとなり、来年3月末までの完了に向けて作業を進めております。

これまでの作業場所は、地盤が固い箇所が多く過酷な作業となりましたが、けが人を1人も

出すことなく進めてこられたことは最良の結果でした。今回の区民参加の努力が来年度以降の農作物への被害が激減することを大いに期待するところです。

次に、熊による被害状況について。11月16日付の読売新聞によりますと、今年度の全国の死傷者は、11月14日時点で少なくとも196人に上り過去最悪を更新した。死傷者数の上位は、秋田県が69人で全体の3割と最も多く、続いて岩手県が46人、福島県が13人、青森県と長野県が11人となりました。

また、環境省によると、熊による被害は、記録が残されております2006年度以降で最も多かったとされる2020年の158人を既に大きく上回っております。そのため、秋田県は例年11月末までとされていたツキノワグマ出没警報を12月末まで延長しました。

また、11月13日には、東北6県と北海道、新潟県による北海道東北地方知事会は、環境省に対して被害が拡大している熊に関し、捕獲費用が国の補助対象になる指定管理鳥獣とするよう要望を出しました。指定管理鳥獣とは、農産物や生態系、生活環境に被害を与え、集中的かつ広域的に管理する必要があるとされる野生鳥獣を指すもので、現在はニホンジカとイノシシが対象となっております。

なお、頭数管理のため、捕獲や狩猟者の育成の取組のほか、農作物や家畜の被害防止に対して交付金制度が設けられております。

また、熊の生息地と推定生息数は、ツキノワグマが本州と四国で4万4千頭、ヒグマが北海道で1万1,700頭とのことで、推定生息数は各都道府県からの集計した数値とされています。

長野県においても人身被害が多いことから、11月20日にツキノワグマ対策あり方検討会の初会合が開催され、捕獲強化と出没対策等について意見が交わされました。また、わなの緊急点検を全県で実施すると決定しました。

11月27日の信濃毎日新聞の社説に、熊について、長野県では県内を八つのエリアに分け、上限数を設けて年間計200から300頭を駆除と狩猟で捕獲しているとのこと。それでも推定生息数は、3年前の調査で中央値で7,270頭と増え続けていると報じられました。

当坂城町においても、9月12日の信濃毎日新聞に熊の食害数百億円（同日「数百万円」に訂正あり）との見出しで、町内農家のブドウ畑にて1頭の熊がブドウ棚からもぎ取って食べる様子が写真つきにて大きく報じられました。このことは全国ニュースでも取り上げられ、人との遭遇に懸念もと注意喚起がなされました。

以上のことから、令和5年11月の長野県議会定例会にて阿部知事の議案説明の趣旨においても、熊対策の強化の在り方について報告がなされました。また、地元選出の竹内正美議員からも熊対策の強化として、県の取組方について一般質問が行われました。

その中で、現在の鳥獣保護管理法は、市町村が熊を捕獲するには県の許可が必要と定められ、

ただ、人に危害が及びそうな場合など緊急性があれば、県条例により市町村の判断で捕獲許可を出せるとされています。ただ、市町村が緊急性があるかどうかの判断に迷う状況もあるとされています。捕獲許可の権限を市町村に委譲することで、現場での迅速な対応が人身被害の防止を含めて期待されております。県は許可権限の移譲について検討を始める考えを示しました。

また、さらに近隣の上田市においても、今月の市議会にて熊対策の在り方が議題となり、各地において議論が活発化されております。

以上のことを踏まえて、有害鳥獣についての一般質問を行います。

イ. 令和5年度（直近）に於ける捕獲状況及び目撃情報について

9月の委員会審査にて、令和4年度における有害鳥獣の捕獲状況について回答がありました。直近において、町内では12月6日に熊の目撃情報が、また、12月8日にはイノシシの出没情報が町の「すぐメール」にて発信されました。

以上のことから、令和5年度直近の捕獲状況及び捕獲した地籍、件数について、また目撃情報について、熊とその他の有害鳥獣に分けてお聞きします。

ロ. 農作物への被害状況等について

令和5年度における有害鳥獣による農作物への被害状況と被害額、また、令和4年度と比較した状況について、熊とその他の有害鳥獣に分けてお聞きします。

ハ. 今後の対策について

さきのイ、ロの質問状況から、町として現在取り組んでいる対策についてお聞きします。また、有害鳥獣のすみかになっていると思われ村上側の千曲川左岸は、アカシアをはじめとした雑草が生い茂っていることから、千曲川河川事務所に対して除去の要請を検討願えないかお聞きします。

ニ. 防御対策の補助について

さきの9月議会において、農作物への災害見舞金の支給に関する予算が承認されました。小規模農家におきましては、有害鳥獣に対する簡易的な防御対策でもそれなりの効果があるとされていることから、農作物への災害見舞金の支給制度とは別に、防御ネットをはじめとした防御資材への補助制度の考えについてお聞きします。

ホ. 人的被害への対策について

特に熊については、各地において熊が嫌がるとされる低周波80から120ヘルツの周波数を赤外線センサーで感知して鳴らす取組や、熊が嫌がるとされる辛いものを使って被害を防御するなどの対策が行われています。

近隣の軽井沢町においては、学習放獣として捕獲した熊に対し、人間の怖さを徹底的に覚えさせてから山へ返す取組を行っており、このことで過去13年間において人身被害が報告されていないとのことでした。

そうしたことから、町として注意喚起のほかに人身事故に至らない対策についての考え方を
お聞きします。

へ． 猟銃免許所持者数等について

直近5年間において、町で把握している猟銃免許の所持者数並びに平均年齢の推移について
お聞きします。

ト． 坂城町有害鳥獣被害対策実施隊について

昨年と今年における坂城町有害鳥獣被害対策実施隊の隊員数と活動内容及び成果について、
どのように考えるかお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

議長（滝沢君） その前に宮入議員、確認させていただきますが、9月12日の信濃毎日新聞の
熊の食害について、数百億円ということをおっしゃっていただきましたが、数百万円でもよろしいですね。

6番（宮入君） 数百万円です。失礼しました。

議長（滝沢君） じゃあそういう形で。

町長（山村君） ただいま宮入議員さんから有害鳥獣についてのご質問いただきました。イから
トまで多面にわたりましてご質問いただきました。それから冒頭、村上地区での侵入防止柵が
今年度いよいよ完結するというお話を伺いました。長年にわたり、10年ぐらいかかったと思
いますけれども、10キロの防止柵設置ということで、誠にありがとうございました。

それでは、私からは、イからトの中のハの今後の対策についてと、ホの人的被害への対応に
ついてお答えし、ほかにつきましては担当課長から答弁いたします。

さて、有害鳥獣につきましては、近年、里山の手入れがされなくなっていることや、山あいの
耕作放棄地が増加していることなどにより、目撃情報や農作物への被害報告が多く寄せられ
ております。

今年はとりわけ熊による被害が増加しており、当町のみならず全国的にも多くの被害情報や
目撃情報が寄せられており、県内においてもお一人亡くなられるという痛ましい事故も発生し
ております。

当町におきましても、坂城地区で撮影された、先ほどお話がありましたけれども、熊が農
園に入り起き上がってブドウを食べる映像は、一時多くのメディアで放送されるなど、全国か
ら注目を集める事案となりました。

熊の出没が増えた要因につきましては、熊の餌となるブナやナラの実が凶作であったである
とか、熊の生息数が増加しているなど諸説ありますが、町では熊被害の防止に向けて県と協力
しながら捕獲や注意喚起などの対策を進めてきたところでもあり、今後も継続的に進めていく
必要があると考えております。

当町の有害鳥獣対策につきましては、出没状況や周辺環境に応じて捕獲、防除、環境整備

を組み合わせた総合的な対策を行っております。また、対策は町のみで行うのではなく、町の猟友会や地元自治区、農家の方々など町民の皆様にご協力をいただき、地域が一体となって進めているところであります。

まず、捕獲対策においては、有害鳥獣被害対策実施隊として、町の猟友会に年間を通じておりやわな・銃による駆除を委託しているほか、地元自治区や町猟友会と町が協力して有害鳥獣の駆除を行う集落捕獲隊による取組も行っております。

有害鳥獣被害対策実施隊では、地域の皆様から目撃情報や被害情報があった際に、実施隊員と町職員により出没状況や被害状況を確認し、銃による駆除や、おりやわなの設置を行っているほか、周辺に有害鳥獣を呼び寄せるものがないか確認するなど、環境整備の指導も行っております。

一方、集落捕獲隊では、地元区の被害状況などに応じて町猟友会がわなやおりを設置し、地域住民がパトロールを行い、有害獣がわななどにかかった場合には、役場に通報し、町猟友会と町職員が協力して駆除を行っているところであります。

集落捕獲隊の取組につきましては、行政協力員会において事業内容を説明させていただき、獣被害に苦慮している地域での取組を促しているところでもあります。

この捕獲対策につきましては、今後、より効率的な捕獲を目指すため、有害獣の動きを感知し動画を撮影する機器の設置や、おりやわなに有害獣がかかった際にスマートフォンなどに情報が届くシステムなど、ICTを活用した捕獲方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、防除対策につきましては、地域住民の皆様にご協力をいただき、山沿いへの侵入防止策の設置を推進しております。先ほどもお話がありましたけれども、侵入防止柵は、山と人の生活圏とを広域的に隔てることにより、有害獣の侵入を防ぎ、農業生産の安定や住民生活を守ることを目的として、平成25年度に上平区で設置が開始され、小網区、網掛区へと続き、村上地区全体で約10キロメートルにわたる設置が、先ほどもお話ありましたけれども、今年度全て完成する計画となっております。

また、南条地区におきましても、入横尾区で令和3年度から設置が開始され、今年度完成予定でありますので、隣接する金井区と協議を進め、引き続き延伸していく計画であります。

また、坂城地区につきましては、令和7年度からの設置開始を目指し、現在調整しているところではありますが、早期設置に向けて1年間で複数の区での同時施工も視野に入れながら、今後調整してまいりたいと考えているところであります。

侵入防止柵が設置された地域では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、地域の皆様からは十分に効果があったとの声をお聞きしていることから、関係自治区にご理解、ご協力をいただき、一日でも早い侵入防止柵の設置を目指してまいりたいと考えております。

このほかにも、町ではおのおのの農家が行う有害鳥獣対策にも支援をしているところであり、具体的には電気柵やワイヤメッシュなどの防護柵など、有害鳥獣被害予防施設の設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減につなげているところでもあります。

次に、環境整備についてであります。環境整備は、捕獲、防除と併せて行う重要な対策であります。

農地への作物残渣の放置や、収穫されないで残っている果実などは、有害鳥獣を呼び寄せるきっかけとなり、また、耕作放棄地や荒れた山林などは鳥獣のすみかとなってしまいます。

町では、残渣の適正な処理について広報等で周知するほか、農地の適正な管理や里山の森林整備は重要な鳥獣被害対策であることから、耕作放棄地を農地に復旧することにより、有害鳥獣のすみかを減らすという観点から、耕作放棄地の解消に係る費用の一部について助成をしております。

また、熊による農作物被害が増えていることを鑑み、様々な鳥獣被害防止対策を施した上でも、野生鳥獣による農作物被害を抑制することが困難であることから、町では今年度、農作物等災害見舞金制度を創設いたしました。

この制度は、農家の営農意欲の維持を目的としたもので、暴風、豪雨、降ひょう等の天災のほか、鳥獣による被害を対象として、その被害の程度に応じて1万円から3万円の見舞金を支給するものであり、全国的にも先駆的な取組であります。

続きまして、人的被害への対策についてであります。有害鳥獣の目撃情報や被害情報があった際は、有害鳥獣被害対策実施隊員と町職員が現地へ赴き、出没状況を確認しております。

大型獣がまだ周辺に潜んでいることが予想され、近くにお住まいの方々への危険が及ぶおそれがある場合や、児童や生徒の通学に危険が生じるおそれがある場合には、警察にも連絡をし、パトロールを強化しているほか、「すぐメール」による注意喚起も行っております。

また、町内小中学校へも、町教育委員会を通じて情報を提供し、集団下校をするなどの対策をお願いしているところでもあります。

町では、今後も町猟友会や警察のほか、地域の皆様にもご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備を対策の軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 有害鳥獣についてのご質問のうち、私からは、イの令和5年度（直近）に於ける捕獲状況及び目撃情報について、ロの農作物への被害状況等について、ニの防除対策の補助について、への猟銃免許所持者数等について、トの坂城町有害鳥獣被害対策実施隊について順次お答えをいたします。

まず、イの令和5年度（直近）に於ける捕獲状況及び目撃情報についてであります。11月末時点における熊とその他の有害鳥獣に分けて申し上げますと、熊の捕獲につきましては3頭、目撃情報は9件であり、捕獲場所は全て坂城地区であります。

その他の有害鳥獣につきましては、捕獲頭数は64頭、目撃情報は11件であります。捕獲頭数を地区別で申し上げますと、坂城地区では、イノシシ18頭、鹿7頭、アナグマ1頭の計26頭、中之条地区では、イノシシ3頭、鹿1頭の計4頭、南条地区では、イノシシ4頭、鹿8頭の計12頭、村上地区では、イノシシ14頭、鹿6頭、ハクビシン2頭の計22頭といった状況であります。

次に、口の農作物への被害状況等についてであります。農家からの被害報告による現地調査、また、町猟友会からの聞き取りや捕獲状況によりますと、昨年度、今年度ともに被害が最も多い農作物は果樹であり、全体の9割以上を占めている状況であります。

農作物被害額につきましては、熊による被害額は、昨年度が153万5千円で、今年度は11月末現在で360万3千円となっており、現時点で昨年度の2倍以上に増加している状況であります。

そのほかの有害鳥獣につきましては、昨年度が387万4千円で、今年度は11月末現在で被害額は350万9千円となっており、昨年とほぼ同額といった状況であります。

なお、有害鳥獣の中で最も農作物被害を出しているのは熊となっており、次いでカラス、イノシシといった状況であります。

また、近年は千曲川河川敷内でも鹿などの有害鳥獣の目撃情報や農作物への被害情報が寄せられております。

町有害鳥獣被害対策実施隊により駆除に努めているところでありますが、千曲川河川事務所へも有害鳥獣のすみかとなり得る河川敷内の樹木繁茂箇所について、樹木伐採などの要望をしてまいりたいと考えております。

次に、ニの防御対策の補助についてであります。町は農家の皆さんが安心して営農できるように、農家の方々が行う有害鳥獣被害対策について支援をしており、電気柵やワイヤメッシュなどの獣害対策だけでなく、カイトや防鳥ネットなどの鳥害対策にも資材購入費の3分の1について補助を行っております。

昨年度はイノシシや鹿、熊やカラスなどの対策として23件の補助を行い、今年度も11月末現在で17件の補助を行っているところであります。

鳥獣被害が拡大傾向にありますので、農業者の方には、この補助金などを有効に活用して鳥獣被害対策を行っていただきたいと考えております。

次に、への猟銃免許所持者数等についてであります。猟銃の所持許可については警察の管轄となりますので、町猟友会以外の猟銃所持者数は把握しておりませんが、町猟友会における猟銃所持者数及び所持者の平均年齢を直近5年間で申し上げますと、令和元年度は所持者数が18名で平均年齢は63.9歳、令和2年度は所持者数が18名で平均年齢は64.0歳、令和3年度は所持者数が16名で平均年齢は60.6歳、令和4年度は所持者数が15名で平均

年齢は58.9歳、今年度は所持者数が13名で平均年齢は58.5歳となっております。

猟銃の所持者数は減少しておりますが、若い所持者の方は増えてきておりますので、平均年齢は下がっている傾向であります。

次に、トの坂城町有害鳥獣被害対策実施隊についてであります。町有害鳥獣被害対策実施隊につきましては、平成27年度に施行された国の改正鳥獣保護法に伴い、有害鳥獣駆除及び鳥獣被害防止対策を適切に実施するため、同年10月に町職員及び町猟友会員17名の方を実施隊員として任命し、坂城町有害鳥獣被害対策実施隊を組織したところであります。

この実施隊の活動としては、地域の皆様からの被害情報や目撃情報を基に、おりやわなを設置して駆除を行うほか、野菜や果物などの残渣や収穫されないで残っている果実、また周辺に耕作放棄地などがある際は、適切な処理ややぶ払いなどの指導も行っているところであります。

今年度における実施隊の隊員数につきましては、11月末現在で町猟友会員14名、町職員4名の計18名であります。昨年度につきましては、町猟友会員15名、町職員3名の計18名でありました。

成果につきましては、年間を通じた活動により、今年度駆除した頭数は、イノシシ35頭、鹿6頭、ハクビシン2頭、アナグマ1頭、熊3頭、合計47頭であり、この活動により農業被害の軽減や人的被害の減少につながっているものと思われま。

今後も坂城町有害鳥獣被害対策実施隊や地域の皆様のご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備を対策の軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。今年は熊が冬眠に入るとされる11月後半を過ぎても、人的被害に関する報道がいまだに各地で続いております。このことは、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、熊が十分に餌を食べることができないことが要因の一つともされ、そのことで人里に出没するとされています。また、温暖化の影響か温度が1度上昇することによって、熊の冬眠期間が年間で6日短縮されるとの見解もあるとのこと。

これからも農作物の生産者が安心して品質の良い農作物が作れるように注視していきたいと思っております。

以上で有害鳥獣についての質問を終わります。

2. 町及び地区主催の行事の在り方について

次に、町主催及び地区主催の行事の中から2件について質問をいたします。現在、私は地区の公民館の分館長を務めており、今月末をもって2年間の任務が終了しようとしております。その中で感じたことをお聞きします。数々の公民館事業は、令和4年度までは新型コロナウイルスの感染防止の観点から軒並みに中止を余儀なくされました。

しかし、令和5年度になり、特にゴールデンウィーク明けから、国が定める基準が2類から5類に引き下げられたことから、全ての事業がフルスペックで活動が再開されました。この

ギャップが事業を行う公民館役員にとって大変であることを痛感しました。

以上のことから、イ．町民運動会についてお聞きします。

町民運動会につきましては、町としても長い歴史を歩んでまいり、今年で第63回を迎えましたが、あいにく雨天中止という残念な結果となりました。

そこで、令和6年度の開催に向けた考え方についてお聞きします。また、開催の時期、競技の内容等の考えについてお聞きします。

次に、ロ．高齢者祝賀事業についてお聞きします。

この事業を開催するに際し、当分館では多くの方にご参加いただくためにはどうすればよいかを頭を痛める課題となりました。結果的には、地元網掛のクリニックの院長先生による健康な生活を送ることについての基調講演と、今日まで多くのボランティア活動を行っている女性グループによる童謡をベースにした演奏会を行っていただき、参加いただいた皆様から大変よかったとの意見を頂戴しました。

以上のことから、今後においても多くの方にご参加いただき有意義な事業とするために、以下についてお聞きします。

最初に、令和5年度におけるこの事業を実施した地区の数並びに事業の内容についてお聞きします。

次に、この事業を、先ほど申し上げましたように、今後も継続、盛り上げていく上で、事業の情報の共有化についてお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

教育長（塚田君） 私からは、イの町民運動会についてのご質問にお答えいたします。

町民運動会は、昭和30年10月に、坂城小学校グラウンドを会場に、南条の鼠から立町まで無料バスを運行し、坂城地区、中之条地区、南条地区の公民館21分館と婦人会、青年団、小中高生等、約4千名の住民の皆様に参加いただき、第1回目の町民運動会が開催され、現在まで続く町の行事の一つです。

当時の町民運動会は、各区がこぞって参加し、体育の振興や体力の向上はもとより、地域の連帯感を高めるといった役割を担っていたと認識しております。

その後、昭和33年秋の第4回まで開催され、昭和34年から一時休止されておりましたが、東京オリンピック開催もあり、昭和39年の秋に村上地区も加わり、坂城中学校グラウンドにおいて6年ぶりに開催され、その後、雨天等での中止はありましたが、公民館行事として毎年行われてきました。

また、最近の開催状況といたしましては、令和元年に参加分館26分館、総勢866名の参加により開催されましたが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人と人とが接触する行動が制限されたことから、様々なイベント行事の開催ができない状態が続

き、町民運動会についても、3年間にわたりやむなく中止したところでございます。

こうした状況がようやく収まり、今年に入って新型コロナウイルス感染症の分類が第5類となったことを踏まえ、町民運動会も4年ぶりの開催に向け、分館長会議において町民運動会の実施について協議を行ってまいりました。

その中では、久しぶりの開催ということもあり、各分館長からは高齢化等により町民運動会のようなスポーツ活動については参加者を集めるのが難しいといったご意見や、参加するのが分館役員のみとなっているなどのご意見が寄せられた一方で、町民運動会をぜひ開催してほしいという意向をお持ちの町民の皆様もいらっしゃったところであります。

様々なご意見を考慮する中で、今年度の町民運動会は分館単位の参加にとらわれず、より多くの町民が自由に参加できるように参加方法をオープン参加に変え、また競技種目も少なくし、分館対抗から小学校区の地区対抗にするなど、開催方法を工夫する中で実施することに決定したところであります。

そうした中で、町民の皆様のご参加を募集し、最終的には500名ほどの参加を予定しておりましたが、先ほどお話がありましたが、残念ながら当日は雨天のためやむなく中止したところでございます。

今後の町民運動会の開催の在り方につきましては、内容等を再度検討することが必要であると考えているところであり、本年11月に各分館に対して、公民館行事や来年度の町民運動会開催に向けたアンケートを実施させていただきました。

このアンケート結果において、来年度の町民運動会の参加希望の有無についての回答では、参加希望分館は27分館中3分館にとどまり、約9割の分館は参加が難しいとの回答をいただいたところであり、今年度の参加申込みなどの状況を踏まえると、来年度は、従来どおりの開催は難しいものと考えているところであります。

先月開催した分館長会議において、こうした意向や町民運動会を含めた公民館行事の在り方等をお話しさせていただいたところであります。

町民運動会の開催時期や競技内容につきましては、今後開催いたします新役員による分館長や体育部長の会議などにおきまして、これまでの経過やアンケート結果などを再度ご説明させていただく中で、より多くの皆様に参加しやすい開催時期や競技内容等を検討してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（鳴海さん） 私からは、口の高齢者祝賀事業についてお答えいたします。

県が公表しております毎月人口異動調査によりますと、令和5年10月1日現在の町の人口と、75歳以上の高齢者人口を令和元年度とそれぞれ比較いたしますと、この5年間で人口は918人減少し、高齢者人口では184人増加している状況であり、人口に占める高齢者の割合も年々増加しているところであります。

ご質問の高齢者祝賀事業は、町内に居住し、多年にわたり地域社会の進展に尽くされてきた高齢者に対して敬老の意を表し、その長寿を慶祝することを目的に、各地区等が実施主体として祝賀事業を開催し、その経費の一部を町が補助しているものであります。

高齢者祝賀事業を実施した地区数につきましては、令和5年度は16地区が実施しておりますが、その開催時期や内容は様々で、14地区が集まっての祝賀行事の開催ではなく、記念品としてお赤飯やお菓子、日用品などを進呈しているところであります。ほか2地区につきましては、従来どおりの開催として、地区の公民館等に高齢者を招いての祝賀会を行っております。

記念品を贈呈した地区につきましては、新型コロナウイルス感染症が終息しないことを踏まえ、高齢者の方の感染拡大リスクを減らし、感染を予防するため、例年開催している敬老会を中止し、記念品の贈呈としたとのことであります。

贈呈するにあたって、地区の役員等が直接高齢者宅へ訪問しお渡ししたことから、ふだんお会いすることがない方と顔を見ながら言葉を交わすことができた上、健康状態など現状も把握でき、同時に高齢者の方にも喜ばれたため、大変よかったですとお聞きしております。

また、祝賀会を開催した2地区につきましては、昼食だけでなく、地区の方の講演会や演奏会、ゲームなどの催物が披露され、幅広い年齢層による交流が図られたとのことでありました。

これまで新型コロナウイルス感染症は、高齢者が重症化しやすいとされていたため、同じ地区で暮らしていても、大勢の方が集まり会話を楽しむなど、一定の時間を共有することが難しい状況でありました。

しかし、今年5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられましたので、感染には留意しつつも、徐々にコロナ禍前の事業形態に戻し、地区において本事業を有効的に活用いただき、コミュニティーの結びつきを一層深めていただきたいと考えております。

次に、各地区で行った事業の情報共有についてであります。毎年、年度当初に町内の全区長及び分館長宛てに、高齢者祝賀事業の実施につきまして、文書にて補助金制度の案内と申請書を送付し、周知に努めているところであります。

各地区の事業内容の情報共有につきましては、高齢者の皆さんが楽しむことができ、大勢の方に参加をいただける内容を検討されるのに有効であると考えております。

今後、各地区において実施された事業内容を一覧にするなどして、年度当初の案内文書と一緒に郵送させていただいたり、あるいは区長や分館長の皆さんが集まる会議等で情報提供をさせていただく方法などを考えております。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。いずれの行事につきましても、今後、実り多き事業であることを祈念するところであります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日14日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時21分)

